

パートナー会議運営要項

習志野市立秋津小学校

1 名称

(1)この会は、「パートナー会議」(以下「本会議」と称する。

2 目的(役割)

本会議は、校長のリーダーシップが十分に発揮できるよう、校長の意向を尊重した学校運営を支援することを目的とする。この目的を達成するために、次の役割を果たすべく活動をする。

- (1)学校・保護者・地域住民がよきパートナーとして協力し合い、学校運営の推進に「地域のかげがいきかう」システム(教育活動推進システム)の充実・活性化を図る。
- (2)学社連携・学社融合による教育活動や学校評価に参画し、よりよい学校運営の推進に寄与する。
- (3)生涯学習及び安全で安心なコミュニティ(ノーマライゼーション・ソサエティー)の充実・活性化を図る。

3 会議

- (1)本会議は、委員長が招集する。その実務は、事務局が行うものとする。
- (2)本会議は原則として、8・1・3月を除く毎月木曜日の午後5時から午後6時30分まで行う。
(年9回開催)
- (3)本会議は、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- (4)本会議の進行は、事務局員が行う。
- (5)書記・議事録の作成は、委員が輪番で行う。

4 委員長及び副委員長

- (1)本会議は、委員長1名、副委員長2名を置く。
- (2)委員長、副委員長は委員の互選により定める。
- (3)委員長は、本会議を代表して会務を統括する。
- (4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその任務を代行する。

5 委員

(1)委員は次の者をもって構成する。尚、各団体の代表者は、出身母体の推薦を受けた者とする。

- ① 秋津小学校保護者代表(PTA会長・副会長)……………2名
- ② 学校支援ボランティア ……………4名
 - ア 安全支援ボランティア代表
 - イ 環境支援ボランティア代表
 - ウ 情報支援ボランティア代表
 - エ 学習支援ボランティア代表
- ③ 秋津コミュニティ代表……………1名
- ④ 学校体育施設利用団体代表 ……………1名
- ⑤ 秋津まちづくり会議代表 ……………1名
- ⑥ 社会福祉協議会秋津支部代表 ……………1名
- ⑦ 民生委員・児童委員代表……………1名
- ⑧ 小学校-幼稚園教職員代表……………5名→4名
- ⑨ 公募による委員(含秋津小学校卒業生)……………4名

(2)委員の選出

- ① 公募による委員の募集は、委員長が学校・保護者・地域住民に公募の案内を行い募集する。公募による委員は、応募した者の中から校長がこれを面接して推薦をする。
- ② 事務局は、各団体または校長からの推薦者を基に委員の原案を作成する。
- ③ 委員長は、事務局の作成した原案を基に委員を任命する。

(3)代理出席

委員が欠席の場合は、当該の出身母体からの代理出席を認める。

(4)説明責任

各委員は、本会議の協議内容を出身母体に報告する。

(5)オブザーバー

必要に応じて、学識経験者及び教育委員会・行政関係者等がオブザーバーとして参加することができる。

6 委員の任期

- (1)委員の任期は、本会議の当該年度第1回目の日から翌年度の本会議第1回目の前日までとする。

7 事務局及び事務局員

- (1)事務局は、秋津小学校に置く。
- (2)事務局員は学校職員が担当し、事務局長は教頭が担当する。

8 活動

(1)PLAN【協議 提言】

- ① 校長が提示した教育目標や教育方針に基づいて、連携・融合による教育課程編成への参画や教育活動を開発・推進する。

(2)DO【支援 協働】

- ① 保護者や地域住民がそれぞれの教育力を発揮しながら、学校と地域共同事業の研究推進を行い、協働して子どもたちの成長を支援する。
ア 学校の教育課程に基づき、連携・融合による教育活動を推進する。
イ 教育活動推進に必要な地域人材について推薦する。

(3)CHECK, ACTION【評価 報告】

- ① 学校教育目標や教育計画に基づいた教育活動(実践)の実施状況(内容や方法・成果・課題等)を評価し、成果や課題を明らかにして学校改善に生かす。
ア 評価項目・観点・規準・方法等を検討する。
イ 学校評価の報告書を作成し、保護者及び地域住民に報告する。
ウ 次年度の経営計画を作成する際の資料として役立てる。

(4)幼・保・小・中・高・大及び関係機関との連携推進

- ① 幼稚園や保育所、近隣小中学校・高等学校・大学及び関係機関との連携を深め、一体化した教育活動が展開できるように支援する。

9 要項の改廃

- (1)要項の改廃は、本会議に置いて行う。

10 附則

- (1)改善点が生じた場合には、その都度協議し必要があれば修正・改善する。

- ① 本要項は、平成19年4月19日より施行する。
- ② 平成22年10月21日一部修正し施行する。
- ③ 平成29年4月10日一部修正し施行する。
- ④ 令和2年4月16日一部修正し施行する。